

令和8年度

南あわじ市老朽危険空家除却支援事業

空家等対策の推進のため、老朽危険空家の除却に要する費用の一部を補助します。（老朽危険度合の高い空家に限られます。）

申請受付期間：令和8年4月1日（水曜日）から令和8年12月28日（月曜日）まで

※この補助制度は、南あわじ市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱に基づくものです。

1. 補助率と限度額

対象経費	除却工事費 ※建物除却に要する費用（家財、車両、立木等の撤去費用は含まない。）
補助率	2／3以内
限度額	1,332千円（国の標準除却費による上限単価あり）
条件	・市の補助金交付決定後に契約・着手する工事 ・建設業法等の許可等を受けた事業者による工事 ・他の補助金を受けていない工事 ・建物（長屋建ての場合を除く）の一部除却でない工事

2. 補助対象となる空家

市内に所在する空家（主として住宅の用に供されている建築物かつ居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの）であって次のいずれにも該当するもの。

- ①空家特措法^{※1}又は市空家条例^{※2}による、助言又は指導を受けていること。
- ②法人その他の団体が所有するものでないこと。
- ③倒壊等により道路を通行する者及び近隣の住民等周辺に危険が及ぶおそれがあり、**不良度測定基準による合計点数が100点以上**であること。
- ④当該空家の除却について、全ての所有権その他の権利を設定している者の同意を得ていること。
- ⑤国又は地方公共団体が交付する他の補助金の対象となっていないこと。（南あわじ市沼島地区解体家屋廃材海上輸送費補助金交付要綱の規定による補助金を除く。）
- ⑥過去に同一敷地内の建築物がこの事業の対象となっていないこと。

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法 ※2 南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

3. 補助対象者（申請者）

老朽危険空家（老朽危険空家に該当する旨の通知を受けたものに限る）の除却工事を行うものであって次のいずれにも該当するもの。

- ①当該老朽危険空家について登記簿（未登記の場合は、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者）に所有者として登録されている者（所有者が死亡している場合はその法定相続人。）
- ②世帯に属する全ての者について市税の滞納がないこと。
- ③南あわじ市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ④所有者がいない場合は、当該老朽危険空家の管理を行う者として市長が認める者。

4. 補助対象となる工事の要件

老朽危険空家の解体工事（解体により生じた廃棄物の運搬及び処分を含む。）であって次のいずれにも該当するもの。

- ①建設業法に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業）の許可、又は建設リサイクル法に基づく登録を受けた事業者に請け負わせて実施する工事であること。
- ②当該年度の3月31日末までに工事を完了し、実績報告書を提出できるものであること。
- ③建築物（長屋建ての場合を除く。）の一部を除却する工事でないこと。

5. 各申請の受付・必要な書類

（1）事前調査申込

申請にあたり、空家の不良度の調査が必要となりますので、事前調査申込書を提出してください。

※事前調査結果通知書は、補助金等交付決定通知ではありませんのでご注意ください。

※申込のあった中から予算額の範囲で、不良度度合の高い空家を優先します。

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください。）	
☐	事前調査申込書（様式第1号）
☐	位置図（付近見取り図）及び配置図（建物の位置図）
☐	現況写真（複数の方向から撮影されたもの）
☐	当該空家及び当該空家が存する土地に係る登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書その他の固定資産課税台帳に登録されている所有者が確認できる書類）

（2）補助金交付申請

事前調査結果通知書により、老朽危険空家に該当する場合は補助金交付申請が可能になりますので、補助金等交付申請書に次の書類等を添付して提出してください。

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください。）	
☐	補助金等交付申請書
☐	事前調査結果通知書の写し
☐	事業計画書（様式第3号）及び収支予算書（様式第4号）

☐	配置図及び平面図（求積図含む）
☐	老朽危険空家の所有者が確認できる書類
☐	市長が当該老朽危険空家の管理を行う者として認める者の場合、老朽危険空家の所有者との関係がわかる書類
☐	申請者及びその世帯に属する者について、市税に未納がないことを証明する書類
☐	同意書（様式第5号）（共有者等がある場合、印鑑登録証明書の添付が必要）
☐	見積書（2者以上）及び内訳明細書（見積額の明細がわかるもの）
☐	施工業者の建設業等の許可・登録を受けていることを証明する書類

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

（３）実績報告

工事完了後（工事費の支払含む）30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のどちらか早い日までに補助事業等実績報告書に次の書類等を添付して提出してください。

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください。）	
☐	補助事業等実績報告書
☐	収支決算書（様式第6号）
☐	工事完了証明書（様式第7号）※施工業者の押印のあるもの
☐	工事請負契約書の写し（申請者と施工業者の押印のあるもの）
☐	工事費の内訳書、領収書及び請求書の写し（施工業者の押印のあるもの）
☐	工事施工前、施工中及び施工後の写真
☐	廃棄物処理に関する処分証明書（マニフェストE票）の写し

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

（４）補助金交付請求

実績報告書の書類等や現地調査を行い、交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助金等確定通知書により補助金額を通知します。確定通知後、補助金の交付請求をしていただきます。

6. 申請にあたっての注意事項

※**交付決定前に完了した工事、着手した工事、契約した工事は、補助の対象となりません**のでご注意ください。

※**申請者、見積書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同じである**ことが必要です。

※**解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金が上がる場合があります。**

※書類の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が交付されませんのでご注意ください。

※申請時に提出した書類等については返却いたしませんのでご注意ください。

※補助事業の予算には限りがあります。予算額に達した場合には、申請期間にかかわらず受付を終了する場合があります。

7. 事前調査・補助金申請と交付の手続き

	申請者	南あわじ市都市政策課	期限や注意事項
工事契約前に必要な手続き	事前調査 事前調査申込 → 調査結果通知受取	申込受付 ↓ 不良度の調査 ↓ 要件適合	※老朽危険空家（補助対象）に該当する場合、空家特措法に基づき市が特定空家等に認定し、改善に向けての助言又は指導を行います。
	交付申請 交付申請 → 交付決定通知受取	申請受付 ↓ 審査 ↓ 要件適合	南あわじ市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第6条（交付申請）参照
工事中	工事契約 着手 ↓ 工事完了 支払		※補助金交付決定通知日以降に工事の契約・着手を行ってください。
工事後に必要な手続き	実績報告 実績報告 → 補助金等確定通知受取	報告受付 ↓ 審査 ↓ 要件適合	南あわじ市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第7条（実績報告）参照 ※補助金交付決定通知日の属する年度の3月31日までに実績報告を提出できるよう工事を完了させてください。
	請求 補助金請求	補助金交付（口座振込）	

8. お問い合わせ先

南あわじ市まちづくり建設部都市政策課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺2番地1

電話 0799-43-5227 FAX0799-43-5327